

# 大韓民国の憲法(二)

山本浩三監修  
朴明欽訳

## 五 四月革命

一九六〇年三月一五日 李承晩大統領はその任期満了をまたずに第四代大統領選挙を早期に実施することとした。この選挙では対立候補の趙炳玉が急逝し、李承晩が大統領に当選し、副大統領に李起鵬がなった。しかし野党はこの選挙の不正を糾弾し、その無効を主張した。

野党のこの運動に呼応して、四月一九日学生たちが不正選挙反対のデモを行い、これに対する政府の弾圧がデモを激化させることになり、大学教授団も時局宣言文発表を行うとともにデモを行い、ついに広汎な民衆運動の前に李承晩は屈服し、四月二七日大統領辞任書を国会に提出した。そして五月二日に許政

過渡政府が樹立された。

李基白教授はこの四・一九革命を「徒手空拳の民衆が、弾圧的な政権を打倒するのに成功した韓国史上最初の革命であつた」と評価している。この革命の成果として第二共和国憲法が誕生することとなった。

## 六 第二共和国憲法

国会は四月二八日、責任内閣制を基本とする憲法改正を行うために憲法起草委員を任命し、改憲作業に入り、六月初めに改憲案の作成をみることとなった。そこで六月七日国会法を改正して憲法改正案の表決を記名投票することとし、改憲案が六月一日に国会に提出され、六月一五日圧倒的多数によって可

決された（可決票一〇八、否決票三）。

この憲法は、国民の基本権の強化、責任内閣制の採用、憲法裁判所の設置、大法院長と大法官選挙制の採用、中央選挙委員会の憲法機関化、警察の中立化、地方自治団体の長の選挙制採用等を主内容とするもので、「民主政治の再建と政治的自由の全面的回復を骨子としたものであった」。

国会は一九六〇年七月二八日に解散し、七月二九日、改正された国会議員選挙法によって民議院議員（一一三三名）と参議院議員（五八名）の選挙が行われ、八月一日、国会両院合同会議で尹潽善が大統領に選出され、八月一九日張勉が国務総理に指名、同意された。

## 七 第四次憲法改正

一九六〇年三月一五日の李承晩大統領の不正選挙に関与した人びとの処罰に対する不満が、ふたたび学生たちのデモや議事堂占拠をひきおこし、これに対応するために国会は一九六〇年一月二九日反民主行為処罰のための遡及立法の根拠となる第四次憲法改正を行った。この憲法改正にもとづき、一二月三一日反民主行為者公民権制限法が制定された。

一九六一年四月一七日、違憲法律審査権、権限争議審査権、政党解散判決権、弾劾裁判権等を有する憲法裁判所の設立を目

的とする憲法裁判所法が制定された。そして四月二六日には大法院長及び大法官選挙法が制定された。

しかし一九六一年五月一六日朴正熙將軍を中心とする軍事クーデタいわゆる五・一六軍事革命がおこり、第二共和国憲法はその責任内閣制も十分に機能せず、憲法裁判所も構成されず、大法院長たちの選挙も行われない内にその短い生命をおわることとなつた。

(1) 李基白著武田幸男他訳「韓國史新論」改訂新版四三七頁。

(2) 金哲洙「韓國憲法の制定と改正経過小考」尹龍沢訳（創大アジア研究五号）二五三頁。

（山本浩三）

## 第二共和国憲法（第三次改正憲法）

（一九六〇年六月一五日公布）

### 前文

悠久な歴史と伝統に輝く我々大韓国民は、己未三・一運動で大韓民国を建立し、世界に宣布した偉大な独立精神を継承し、今民主独立国家を再建することにおいて、正義人道及び同胞愛によって、民族の团结を強固にし、すべての社会的弊習を打破し、民主主義諸制度を樹立し、政治、経済、社会、文化のすべての領域において各人の機会を均等にし、能力を最高度に發揮

させ、各人の責任及び義務を完遂させ、内には国民生活の均等な向上を期し、外には恒久的な国際平和の維持に努力して、我々と我々の子孫の安全と自由と幸福を永遠に確保することを

決意し、我々の正当及び自由に選挙された代表で構成された国会で、檀紀四二八一年七月一二日、この憲法を制定する。

檀紀四二八一年七月一二日

大韓民国国會議長 李承晚

## 第一章 総 約

第一条 大韓民国は、民主共和国である。

第二条 大韓民国の主権は、国民にあり、すべての権力は国民から由来する。

第三条 大韓民国の国民の要件は、法律で定める。

第四条 大韓民国の領土は、韓半島及びその付属島嶼とする。

第五条 大韓民国は、政治、経済、社会、文化のすべての領域において、各人の自由、平等及び創意を尊重し、保障し、公共福利の向上のため、これを保護し、調整する義務を負う。

第六条 大韓民国は、すべての侵略的な戦争を否認する。

国軍は、国土防衛の神聖な義務を遂行することを使命とする。

第七条 批准公布された国際条約及び一般的に承認された国際法規は、国内法と同一の効力を有する。

外国人の法的地位は、国際法及び国際条約の範囲内で保障される。

## 第七条の二

大韓民国の主権の制約又は領土の変更を伴う国家安危に関する重大事項は、国会の可決を経た後に国民投票に付し、民議院議員の選挙権者三分の二以上の投票及び有効投票三分の二以上の賛成を得なければならない。

前項の国民投票の発議は、国会の可決があつた後一ヶ月以内に、民議院議員の選挙権者五〇万人以上の賛成で行う。国民投票で賛成を得ることができないときには、第一項の国民投票の手続に関する事項は、法律で定める。

国民投票の手続に関する事項は、法律で定める。

## 第二章 国民の権利義務

第八条 すべての国民は、法の前に平等であり、性別、信仰又は社会的身分により政治的、経済的、社会的生活のすべての領域において差別を受けない。

社会的特殊階級の制度は、一切認められず、いかなる形態でもこれを創設することができない。

勲章その他榮典の授与は、もっぱらそれを受けた者の栄誉に限られ、いかなる特権も創設されない。

第九条 すべての国民は、身体の自由を有する。法律によらず

しては逮捕、拘禁、搜索、審問、処罰及び強制労役を受けない。逮捕、拘禁、搜索には、法官の令状がなければならない。但し、現行犯の逃避又は証拠湮滅のおそれがあるときには、捜査機関は、法律の定めるところにより事後に令状の交付を請求することができる。

何人も逮捕、拘禁を受けたときには、直ちに弁護人の助力を受ける権利及びその適否の審査を法院に請求する権利が保障される。

**第一〇条** すべての国民は、居住及び移転の自由を制限されず、住居の侵入又は搜索を受けない。

**一一条** すべての国民は、通信の秘密を侵害されない。

**一二条** すべての国民は、信仰及び良心の自由を有する。

国教は存在せず、宗教は政治から分離される。

**一三条** すべての国民は、言論、出版の自由及び集会、結社の自由を制限されない。

政党は、法律の定めるところにより、国家の保護を受ける。

但し、政党の目的又は活動が憲法の民主的基本秩序に違反するときには、政府が大統領の承認を得て訴追し、憲法裁判所が判決でその政党の解散を命じる。

**一四条** すべての国民は、学問及び芸術の自由を有する。著作者、発明家及び芸術家の権利は、法律によって保護する。

**第一五条** 財産権は、保障される。その内容及び限界は、法律で定める。

財産権の行使は、公共福利に適合するようにならなければならぬ。

公共の必要により国民の財産権の収用、使用又は制限するには、法律が定めるところにより相当な補償を支給することによつて行う。

**第一六条** すべての国民は、均等に教育を受ける権利を有する。少なくとも初等教育は、義務的であり、無償とする。

すべての教育機関は、國家の監督を受け、教育制度は法律で定める。

**第一七条** すべての国民は、勤労の権利及び義務を有する。

勤労条件の基準は、法律で定める。

女子及び少年の勤労は、特別な保護を受ける。

**第一八条** 勤労者の団結、団体交渉及び団体行動の自由は、法律の範囲内で保障される。

営利を目的とする私企業においては、勤労者は、法律の定めるところにより、利益の分配に均霑する権利がある。

**第一九条** 老齢、疾病その他勤労能力の喪失により、生活維持の能力がない者は、法律が定めるところにより国家の保護を受ける。

**第二〇条** 婚姻は、男女同権を基本とし、婚姻の純潔及び家族の健康は、国家の特別な保護を受ける。

**第二一条** すべての国民は、国家各機関に対して文書で請願を行いうる権利がある。

請願に対しても国家は、審査を行う義務を負う。

**第二二条** すべての国民は、法律の定めた法官により、法律による裁判を受ける権利がある。

**第二三条** すべての国民は、行為時の法律により犯罪を構成しない行為に対して訴追を受けず、又、同一の犯罪に対して一度處罰されない。

**第二四条** 刑事被告人は、相当な理由がない限り、遅滞なく公開裁判を受ける権利がある。

**第二五条** 刑事被告人として拘禁された者が無罪判決を受けたときには、法律の定めるところにより、国家に対して補償を請求することができる。

**第二六条** 全ての国民は、法律の定めるところにより、公務を担任する権利がある。

**第二七条** 公務員は、主権を有する国民の受任者であり、いかなるときも国民に対し責任を負う。

**第二九条** 全ての国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。

**第三〇条** 全ての国民は、法律の定めるところにより、国土防衛の義務を負う。

公務員の政治的中立性及び身分は、法律の定めるところにより、保障される。

国民は、不法行為を行った公務員の罷免を請願する権利がある。

公務員の職務上の不法行為により損害を受けた者は、国家又は公共団体に対し賠償を請求することができる。但し、公務員自身の民事上若しくは刑事上の責任は免除されない。

**第二八条** 国民のすべての自由及び権利は、憲法に列挙された理由によって軽視されない。

国民のすべての自由及び権利は、秩序維持及び公共福利のために必要な場合に限り、法律で制限することができる。但し、その制限は、自由及び権利の本質的な内容を毀損してはならず、言論、出版に対する許可、検閲及び集会、結社に対する許可を規定することができない。

### 第三章 国 会

**第三一条** 立法権は、国会が行う。

国会は、民議院及び参議院で構成する。

**第三十二条** 両院は、国民の普通、平等、直接、秘密投票により選挙された議員で組織する。

何人も両院の議員を兼ねることができない。

民議院議員の定数及び選挙に関する事項は、法律で定める。

参議院議員は、特別市及び道を選挙区とし、法律の定めるところにより選挙し、その定数は、民議院議員定数の四分の一を超えることができる。

**第三十三条** 民議院議員の任期は、四年とする。但し、民議院が解散されたときには、その任期は解散と同時に終了する。

参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の三分の一を改選する。

**第三十四条** 国会の定期会は、毎年一回法律の定めるところにより集会する。

**第三十五条** 臨時緊急の必要があるときには、大統領、民議院の在籍議員四分の一以上又は参議員在籍議員三分の一以上の要

求により、両院の議長は国会の臨時会の集会を公告する。

**第三十五条の二** 民議院が解散されたときには、解散された日から一〇日以後三十日以内に、民議院議員の総選挙を実施しなければならない。

民議院が解散されたときには、参議院は同時に閉会される。

但し、国務総理は、緊急な必要があるときには、参議院の集会を要求することができる。

**第三十六条** 民議院は、議長一人、副議長二人を選挙する。

参議院は、議長一人、副議長一人を選挙する。

参議院議長は、両院合同会議の議長となる。

**第三十七条** 各院は、憲法又は国会法に特別な規定がない限り、その在籍議員の過半数の出席及び出席議員の過半数で議決を行う。

国会の議決をする議案に関して両院の議決が一致しないときは、議案を民議院の再議に付し、各院で議決されたもののうち、民議院において在籍議員過半数の出席及び出席議員三分の二以上の賛成で再び議決されたものを、国会の議決とする。

予算案に関して参議院が民議院と異なる議決を行つたときには、民議院の再議に付し、その新しい議決を国会の議決とする。

各院の議長は、議決において表决権を有し、可否同数の場合に決定権を有する。

**第三十八条** 国会の会議は、公開する。但し、各院の決議により秘密会とすることができます。

**第三十九条** 国會議員及び政府は、法律案を提出することができ

る。

法律案及び予算案は、まず民議院に提出しなければならない。参議院が国会の議決を要する議案を受けた日から六〇日以内に議決しないときには、これを否決したものと看做す。但し、予算案においては、この期間を二〇日とする。

**第四〇条** 国会で議決された法律は、政府に移送され、一〇日以内に大統領が公布しなければならない。

法律は、特別な規定がないときには、公布日から二〇日後に効力を発生する。

**第四一条** 国会は、予算案を審議決定する。

**第四二条** 国会は、国際組織に関する条約、相互援助に関する条約、講和条約、通商条約、国家若しくは国民に財政的負担を負わせる条約、立法事項に関する条約の批准及び宣戰布告に対して同意権を有する。

**第四三条** 国会は、国政を監査するために、必要な書類を提出させ、証人の出席及び証言若しくは意見の陳述を要求することができる。

**第四四条** 国務総理、国務委員及び政府委員は、国会に出席して意見陳述をし質問に応答することができ、国会の要求があるときには、出席答弁しなければならない。

**第四五条** 各院は、議員の資格を審査し、議事に関する規則を

制定し、議員の懲罰を決定することができる。

議員を除名するには、各院の在籍議員三分の一以上の賛成がなければならない。

**第四六条** 大統領、憲法裁判所審判官、法官、中央選挙委員会委員、審計院長その他法律が定める公務員が、その職務遂行に関し、憲法又は法律に違反するときには、国会は弾劾の訴追を決議することができる。

国会の弾劾訴追は、民議院議員三〇人以上の発議がなければならず、その決議は両院で各々その在籍議員過半数の賛成がなければならない。

**第四七条** 弹劾訴追の決議を受けた者は、弾劾判決があるときまで、その権限行使が停止される。

弾劾判決は、公職から罷免するにとどまる。但し、これにより民事上又は刑事上の責任は免除されない。

**第四八条** 国會議員は、地方議会の議員を兼ねることができない。

**第四九条** 国會議員は、現行犯を除いた外には、会期中その院の同意なしに逮捕又は拘禁されず、会期前に逮捕又は拘禁されたときには、国会の要求があれば会期中釈放される。

**第五〇条** 国會議員は、国会内で発表した意見及び表决に関し、外部に対して責任を負わない。

#### 第四章 大統領

**第五一条** 大統領は、国家の元首であり、国家を代表する。

**第五二条** 大統領が欠けたとき又は事故により職務を遂行することができないときには、参議院議長、民議院議長、國務總理の順位で、その権限を代行する。

**第五三条** 大統領は、両院合同会議で選挙し、在籍国會議員三分の二以上の投票を得て当選される。

一次投票において当選者がないときには、二次投票を行い、二次投票においても当選者がないときには、在籍議員三分の二以上の出席及び出席議員過半数の投票を得た者を当選者とする。

大統領は、政党に加入することができず、大統領職外に公職又は私職に就任し、又は営業に従事することができない。

**第五四条** 大統領は、就任に際して両院合同会議で左の宣誓を行ふ。

「私は、憲法を遵守し、国民の福利を増進し、国家を保衛して大統領の職務を誠実に遂行することを、国民に厳粛に宣誓する。」

**第五五条** 大統領の任期は、五年とし、再選により一次に限り重任することができる。

**第五六条** 大統領が欠けたときには、直ちにその後任者を選挙

する。

大統領の任期が満了されるときには、その任期が満了する前三〇日までに、その後任者を選挙する。

**第五七条** 内憂、外患、天災、地変又は重大な財政、經濟上の危機に際して公共の安寧秩序を維持するために、緊急な措置を行う必要があるときには、大統領は、国会の集会を待つ余裕がないときに限り、國務會議の議決により財政上の必要な処分を行うことができる。

前項の処分を執行するため、必要なときには國務總理は、法律の効力を有した命令を発することができる。

**第五八条** 第五七条の処分又は命令は、遅滞なく国会に報告し、その承認を得なければならず、民議院が解散されたときには、参議院の承認を得なければならない。

前項の承認を得ることができないときには、処分又は命令はそのときから効力を喪失する。

**第五九条** 大統領は、國務會議の議決により、條約を批准し宣戰布告及び講和を行い、外交使節を信任接受する。

**第六〇条** 大統領は、国会に出席して發言し、又は書翰で意見を表示する。

**第六一条** 大統領は、憲法及び法律が定めるところにより、國軍を統帥する。

国軍の組織及び編成は、法律で定める。

## 第五章 政府

**第六二条** 大統領は、憲法及び法律の定めるところにより、公務員の任免を確認する。

**第六三条** 大統領は、國務會議の議決により、赦免、減刑及び復権を命じる。

一般赦免を命じるには、国会の同意を得なければならない。赦免、減刑及び復権に関して必要な事項は、法律で定める。

**第六四条** 大統領は、國務會議の議決により、戒嚴を宣布する。戒嚴の宣布が不当であると認められるときは、大統領は、國務會議の議決にもかかわらず、その宣布を拒否することができる。

戒嚴が宣布されたときは、法律の定めるところにより、国民の権利及び行政機関若しくは法院の権限に関して特別な措置を行うことができる。

**第六五条** 大統領は、國務會議の議決により、勳章その他栄誉を授与する。

**第六六条** 大統領の国務に関する行為は、文書で行わなければならず、すべての文書には國務総理及び関係國務委員の副署がなければならない。軍事に関するものも同じである。

**第六七条** 大統領は、内乱又は外患の罪を犯したとき以外には、在職中刑事上の訴追を受けない。

**第六八条** 行政権は、國務院に属する。

國務院は、民議院に対して連帶責任を負う。

**第六九条** 國務総理は、大統領が指名し民議院の同意を得なければならない。但し、大統領が民議院で同意を得ることができなかつた日から五日以内に再び指名されず、又は二次にわたりたつて民議院が大統領の指名に同意しなかつたときには、國務総理は、民議院でこれを選挙する。

前項の同意又は選挙には、民議院議員過半数の投票を得なければならない。

大統領が國務総理を指名したときには、民議院は、その指名を受けた日から一四時間以後四八時間以内に、同意に対する表決をしなければならず、第一項但書により國務総理を選挙するときには、その事由が発生した日から五日以内に選挙を行わなければならない。

大統領は、民議院議員総選挙後、最初に民議院が集会した日から五日以内に、國務総理を指名しなければならない。

國務委員は、國務総理が任免して大統領がこれを確認する。國務総理及び國務委員の過半数は、國會議員でなければなら

ない。但し、民議院が解散されたときには例外とする。

國務委員の数は、八人以上一五人以内とする。

軍人は、現役を免れた後でなければ、國務委員に任命される

ことができない。

**第七〇条** 國務總理は、國務會議を召集し議長となる。

國務總理は、法律で一定な範囲を定めて委任を受けた事項及び法律を実施するために、必要な事項に関して國務會議の議決を経て國務院令を発することができる。

國務總理は、國務院を代表して議案を国会に提出し、行政各部を指揮監督する。

國務總理が事故により職務を遂行することができないときには、法律の定める順位に従い國務委員がその権限を代行する。

**第七一条** 國務院は、民議院で國務院に対する不信任決議案を可決したときには、一〇日以内に民議院解散を決議しない限り、總辭職しなければならない。

國務院は、民議院が条約批准に対する同意を否決し、又は新年度総予算案をその法定期日内に議決しないときには、これを國務院に対する不信任決議と看做すことができる。

民議院の國務院に対する不信任決議は、在籍議員過半数の賛成を得なければならない。

國務院に対する不信任決議案は、発議されたときから二四時

間以後七二時間以内に表決しなければならない。この時間以内に表決されなかつたときには、不信任決議案は提出されたものと看做す。

國務院は、國務總理が欠けたとき又は民議院議員總選挙後最初に民議院が集会したときには、總辭職しなければならない。第一項及び前項の場合に、國務院は、後任國務總理が選任されるときまで、繼續してその職務を執行する。

**第七二条** 左の事項は、國務會議の議決を経なければならない。

一、国政の基本的計画及び政策

二、条約案、宣戰、講和その他重要な対外政策に関する事項

三、憲法改正案、法律案、國務院令案

四、予算案、決算案、財政上の緊急処分案、予備費支出に関する事項

五、臨時国会の集会要求に関する事項

六、戒嚴案、戒嚴解除案

七、軍事に関する重要事項

八、榮譽授与、赦免、減刑、復權に関する事項

九、行政各部間の連絡事項及び権限の画定

一〇、政府に提出又は廻付された請願の審査

一一、検察総長、審計院長、国立大学総長、大使、公使、各軍參謀総長その他法律により指定された公務員及び重要

国営企業の管理者の任免に関する事項

める。

一二、行政各部の重要な政策の樹立及び運営に関する事項

一三、民議院解散及び國務院總辭職に関する事項

一四、政党解散に関する訴追

一五、その他国務総理又は國務委員が提出する事項

## 第二節 行政各部

第七三条 行政各部の長は、國務委員でなければならず、國務総理が任免する。

第七四条 行政各部長官は、その担任する職務に関して職権又は特別な委任により、部令を発することができる。

第七五条 行政各部の組織及び職務範囲は、法律で定める。

前項の法律には、警察の中立を保障することに必要な機構に関する規定を置かなければならない。

## 第六章 中央選挙委員会

第七五条の二 選挙の管理を公正にするために、中央選挙委員会を置く。

中央選挙委員会は、大法官の中で互選した三人及び政党から推薦した六人の委員で組織し、委員長は大法官の委員の中で互選する。

中央選挙委員会の組織、権限その他必要な事項は、法律で定

められた。

## 第七章 法院

第七六条 司法権は、法官で組織される法院が行う。  
最高法院である大法院及び下級法院の組織は、法律で定める。

法官の資格は、法律で定める。

第七七条 法官は、憲法及び法律により、独立して審判する。

第七八条 大法院長及び大法官は、法官の資格がある者で組織される選挙人団が、これを選挙し大統領が確認する。

前項の選挙人団の定数、組織及び選挙に関して必要な事項は法律で定める。

第一項以外の法官は、大法官会議の決議に従い大法院長が任命する。

第七九条 法官の任期は一〇年とするが、法律が定めるところにより、再任することができる。

第八〇条 法官は、弾劾、刑罰又は懲戒処分によらずしては罷免、停職又は減俸されない。

第八一条 大法院は、法律の定めるところにより、命令、規則及び処分が憲法及び法律に違反するかどうかを、最終的に審査する権限を有する。

中央選挙委員会の組織、権限その他必要な事項は、法律で定めた。

則を制定することができる。

**第八三条** 裁判の対審及び判決は、公開する。但し、安寧秩序を妨害し、又は風俗を害するおそれがあるときには、法院の決定で公開しないことができる。

**第八三條の二** 軍事裁判を管轄するために軍法會議を置くことができる。但し、法律が定める裁判事項の上告審は、大法院で管轄する。

軍法會議の組織、権限及び審判官の資格は、法律で定める。

### 第八章 憲法裁判所

**第八三條の三** 憲法裁判所は、次の各号の事項を管掌する。

- 一、法律の違憲可否審査
- 二、憲法に関する最終的解釈
- 三、国家機関間の権限争議
- 四、政党の解散

### 五、弾劾裁判

六、大統領、大法院長及び大法官の選挙に関する訴訟

**第八三條の四** 憲法裁判所の審判官は、九人とする。

審判官は、大統領、大法院、參議院が各三人ずつ選任する。

審判官の任期は、六年とし、二年ごとに三人ずつ改任する。

審判官は、政党に加入し、又は政治に関与することができない。

い。

法律の違憲判決及び弾劾判決は、審判官六人以上の賛成がなければならない。

憲法裁判所の組織、審判官の資格、任命方法及び審判の手続に關して必要な事項は、法律で定める。

### 第九章 経済

**第八四条** 大韓民国の経済秩序は、すべての国民に生活の基本的需要を充足させうるようにする社会正義の実現及び均衡のとれた国民経済の発展を期することを基本とする。各人の經濟上の自由はこの限界の内で保障される。

**第八五条** 鉱物その他重要な地下資源、水産資源、水力及び經濟上利用ができる自然力は、法律が定めるところにより、一定な期間その採取、開発又は利用を特許することができる。

### 第八六条 農地は、農民に分配し、その分配の方法、所有の限度、所有権の内容及び限界は、法律で定める。

**第八七条** 対外貿易は、法律の定めるところにより、國家の統制下に置く。

**第八八条** 国防上又は国民生活上緊密な必要により、法律で特に規定した場合を除いては、私営企業を国有又は公有に移転

し、又はその経営を統制又は管理することができない。

**第八九条** 第八六条の規定により農地を収用し、又は前条の規定により私営企業を国有又は公有に移転するときには、第一五条第三項の規定を準用する。

## 第一〇章 財政

**第九〇条** 租税の種目及び税率は、法律で定める。

**第九一条** 政府は、国家の総収入、総支出を会計年度ごとに予算として編成し、毎年国会の定期会開会初に国会に提出し、その議決を得なければならない。

特別に継続支出の必要があるときには、年限を定めて継続費として国会の議決を得なければならない。

国会は、政府の同意なしには政府が提出した支出予算各項の金額を増加し、又は新費目を設置することができない。

**第九二条** 国債を募集し、又は予算外の国家の負担となる契約を行うには、国会の議決を得なければならない。

**第九三条** 予測することができない予算外の支出又は予算超過支出に充当するための予備費は、あらかじめ国会の議決を得なければならない。

予備費の支出は、次期国会の承認を得なければならない。

**第九四条** 国会は、会計年度が開始されるまでに予算を議決し

なければならない。

国会が前項の期間内に予算を議決をしなかつたときには、政府は、国会で予算が議決されるまでに、次の各号の経費を前年度予算に準じて歳入の範囲内で支出することができる。

一、公務員の俸給及び事務処理に必要な基本的経費

二、法律により設置された機関及び施設の維持費及び法律上の支出の義務がある経費

三、前年度予算で承認された継続事業費  
前項の場合に、民議院議員総選挙が実施されたときには、政府は再び予算案を提出しなければならず、国会は、民議院が最初に集会した日から二月以内に予算を審議決定しなければならない。この場合に第三九条第三項但書の期間は、一〇日とする。

## 第九五条

国家の収入支出の決算は、毎年審計院で検査する。

政府は、審計院の検査報告とともに決算を次年度の国会に提出しなければならない。

審計院の組織及び権限は、法律で定める。

## 一一章 地方自治

**第九六条** 地方自治団体は、法令の範囲内で、その自治に関する行政事務及び国家が委任した行政事務を処理し財産を管理

する。

地方自治団体は、法令の範囲内で、自治に関する規程を制定することができる。

**第九七条** 地方自治団体の組織及び運営に関する事項は、法律で定める。

地方自治団体の長の選任方法は法律で定めるが、少なくとも市・邑・面の長は、その住民が直接これを選挙する。

地方自治団体は、各々議会を置く。

地方議会の組織、権限及び議員の選挙は、法律で定める。

## 第一二章 憲法改正

**第九八条** 憲法改正の提案は、大統領、民議院又は参議院の在籍議員三分の一以上又は民議院議員選挙権者五〇万人以上の賛成で行う。

憲法改正の提議は、大統領がこれを公告しなければならない。前項の公告期間は、三〇日以上とする。

憲法改正の議決は、両院で各々その在籍議員三分の二以上の賛成で行う。

憲法改正が議決されたときには、大統領は、直ちに公布する。但し、第七条の二の場合に、国民投票で憲法改正が否決されたときには、その結果が判明された後直ちに、遡及して効力

を喪失したことを公布する。

第一条、第七条、第七条の二の規定は、改廢することができない。

## 附 則

**第九九条** この憲法は、この憲法を制定した国会の議長が公布した日から施行する。但し、法律の制定なしには実現されえない規定は、その法律が施行されるときから施行する。

**第一〇〇条** 現行法令は、この憲法に抵触されない限り、効力を有する。

**第一〇一条** この憲法を制定した国会は、檀紀四二七八年八月一五日以前の悪質的な反民族行為を処罰する特別法を制定することができる。

**第一〇二条** この憲法を制定した国会は、この憲法による国会としての権限を行い、その議員の任期は、国会開会日から二年とする。

**第一〇三条** この憲法施行の時に在職している公務員は、この憲法により選挙又は任命された者が、その職務を継承するときまで継続して職務を行う。

この憲法は、公布した日から施行する。但し、参議院に関する規定及び参議院の存在を前提とした規定は、参議院が構成された日から施行する。

本法施行後、参議院が構成されるときまでは、両院合同会議で行う事項は民議院が行い、参議院議長が行う事項は民議院議長が行う。

参議院が構成されるときまでは、民議院の議決を国会の議決とする。

この憲法施行時の国會議員は、民議院議員とし、その任期は、国會議員の任期の残期で終了する。

この憲法が施行された後、最初に選挙された参議院議員は、特別市及び道ごとに、その得票数の順次に従い第一部、第二部、第三部に分ける。

第一部の議員の任期は六年、第二部の議員の任期は四年、第三部の議員の任期は二年とする。

票数が同じであるときには、年齢順による。

#### 附則（檀紀四二九三年六月一五日憲法改正）

この憲法は、公布した日から施行する。

この憲法中、参議院に関する規定は、参議院が構成された日から施行する。

この憲法施行後、参議院が構成されるときまでは、民議院の議決を国会の議決とし、参議院の権限に属する事項は、民議院がこれを代行する。

この憲法施行当時の民議員の任期は、この憲法施行後、最初に実施される民議院議員総選挙を実施する前日までとする。

この憲法施行後、最初の民議院議員総選挙は、この憲法施行日から四五日以内に実施する。

この憲法施行後、最初の参議院議員選挙は、この憲法施行日から六月以内に実施する。

この憲法が施行された後、最初に選挙される参議院議員は、各選挙区ごとに、その得票数の順次に従い第一部、第二部に

均分し、第一部の議員の任期は六年、第二部の議員の任期は三年とする。

得票数が同じであるときには、年齢順による。

この憲法公布当時の大統領に対しても、第五五条第一項但書の制限を適用しない。

の議員の任期は六年、第二部の議員の任期は三年とする。  
得票数が同じであるときには、年齢順による。

この憲法施行後、最初の大統領は、憲法施行後最初に集会した民議院で集会した日から五日以内に選挙し、選挙に関する第五三条の規定を準用する。

前項の規定により選挙された大統領は、選挙された日から五日以内に国務総理を指名しなければならない。

この憲法施行当時の首席国務委員及び国務委員は、この憲法による国務総理及び国務委員と看做し、前項の国務総理が選任されるときまで、この憲法による職務を執行する。

この憲法施行当時の公務員及び国営企業体の管理者は、この憲法により任命されたものと看做す。

この憲法施行当時の大法院長及び大法官の任期は、この憲法により大法院長及び大法官が選任される前日までとする。

この憲法施行当時の大統領令は、この憲法による国务院令と看做す。

この憲法により憲法裁判所及び中央選挙委員会が構成される。ときまでは、従前の規定による憲法委員会、弾劾裁判所及び中央選挙委員会が、その職務を行う。

この憲法施行後、最初に選任される憲法裁判所審判官は、選任者の定めるところに従い第一部、第二部及び第三部と区分し、第一部審判官の任期は六年、第二部審判官の任期は四年、

第三部審判官の任期は二年とする。

#### 第四次改正憲法（一九六〇年）

憲法中、次のように改正する。

附則に次の各項を新設する。

この憲法施行当時の国会は、檀紀四二九三年三月一五日実施された大統領、副大統領選挙に関連して不正行為を行った者及びその不正行為に抗議する国民に対し殺傷その他の不正行為を行った者を処罰し又は檀紀四二九三年四月二六日以前に、特定地位にいることを利用して顕著な反民主行為を行った者の公民権を制限するための特別法を制定することができ、檀紀四二九三年四月二六日以前に、地位又は権力を利用して不正な方法で財産を蓄積した者に対し、行政上又は刑事上の処罰を行うために、特別法を制定することができる。

前項の刑事案件を処理するために、特別裁判所及び特別検察部を置くことができる。

前二項の規定による特別法は、これを制定した後、再び改正することができない。

附則（檀紀四二九三年一月二九日公布）

この憲法は、公布した日から施行する。